

業務部速報

No. 42

発行 13. 12. 20

JR東労組 業務部

申10号

第3回交渉・その1

働きがいのある鉄道車両製造事業の実現を求める申し入れ

第14項 J-TREC から新たに E-TEC へ委託拡大する場合は、労使協議を行ったうえで実施すること

- 組合**
- J-TREC・E-TEC との労働協約締結は東労組の課題だ。本社・本部間でも委託後も議論する体制が必要！
 - 委託拡大は労働条件が変化する。そこで働く人は出向者であるため協議が必要！
 - 作業効率を上げ、業務運営をスムーズにするためには一方的実施でなく、そこで働く人と議論・調整をしっかりと行うべきだ！

- 会社**
- 労使協議については約束出来ない。グループ会社と労働協約を締結すれば、グループ会社で判断した上で、ルールに基づき当然議論していくことになる。
 - 一般論として、職場に問題があれば、社員との議論はしていくことになる。

施策実施以降も本体が責任をもって議論できる体制をつくることを要請！

第15項 車両の初期故障にスムーズに対応するため、J-TREC 内に専属の窓口を設置すること

[確認事項] 窓口となる営業は介すものの、今までどおりダイレクトにやり取りが出来ることを確認!!

第16項 総合車両センター・車両センターにおけるメンテナンスと、車両製造の連携を強化するため、定期的に意見交換の場を設置すること。

[確認事項] 今までと同様に意見交換の場（故障防止関係会議等）に参加することを確認!!

第17項 E-TEC が他鉄道会社の車両メンテナンスを行う場合は、E-TEC 独自に必要な体制を確立し、施工能力に応じて受注すること。

【基本的な考え方を確認】

- E-TEC が受けることが出来ない条件では受注はしない。
- E-TEC が自前に対応できるように技術力をあげていく必要がある。
- E-TEC（新津）へ出向する70名はメンテナンスでなく、車両製造を担う。

- 会社**
- E-TEC の実務の方が海外に行き、その穴埋めに本体が入るイメージはしていない。
 - 海外や他民鉄からの受注の際、メンテナンスは E-TEC が一義的に受けるが、発注先の意向により技術指導的な役割で本体や出向中の人々が海外に行く場合もある。

出向者はグループ会社へ技術を教える立場であるという施策の趣旨を再度確認！

第3回交渉・その2へ続く